新旧対照表

|  |  |
| --- | --- |
| 新 | 旧 |
| 令和３年度高知県医療介護連携情報システム導入促進  事業費補助金交付要綱  （趣旨）  第１条　この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第７号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、令和３年度高知県医療介護連携情報システム導入促進事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。  第２条～第11条（略）  附　則  １　この要綱は、令和３年４月１日から施行する。  ２　この要綱は、令和４年５月31日限り、その効力を失う。ただし、この要領に基づき交付された補助金については、第７条、第８条第６号から第９号まで、第９条第３項及び第11条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。  別表第１、第２（略） | 令和２年度高知県医療介護連携情報システム導入促進  事業費補助金交付要綱  （趣旨）  第１条　この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第７号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、令和２年度高知県医療介護連携情報システム導入促進事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。  第２条～第11条（略）  附　則  １　この要綱は、令和２年６月11日から施行する。  ２　この要綱は、令和３年５月31日限り、その効力を失う。ただし、この要領に基づき交付された補助金については、第７条、第８条第６号から第９号まで、第９条第３項及び第11条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。  別表第１、第２（略） |